

立川都市計画地区計画の変更（立川市決定）（案）

立川都市計画立川駅北口西地区地区計画を次のように変更する。

名称		立川駅北口西地区地区計画
位置※		立川市曙町二丁目地内
面積※		約 0.7ha
地区計画の目標		本地区は、立川市都市計画マスタープランにおいて、核都市立川の玄関口である立川駅北口の商業機能の充実を図るとともに、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点を形成するとしている。 このことから、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業による基盤整備や駅南北を結ぶ西側新自由通路の整備と併せて業務・商業・居住等の都市機能を集積し、駅前にふさわしい安全安心で回遊性を備えた複合市街地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	一体的かつ総合的な土地利用により、立川駅に隣接する地区として、業務・商業・居住機能のさらなる充実と集積を図り、利便性の高い複合市街地を形成する。
	地区施設の整備の方針	1. 安全安心で快適な歩行者空間を確保するため、既存区画道路の再整備とあわせ、歩道状空地を整備する。 2. にぎわいとやすらぎのある都市空間の形成を図るため、快適性の向上に資する上屋や休憩場所となるベンチ等を備えた緑豊かな広場を整備する。 3. 歩行者ネットワークの形成と回遊性の向上を図るため、広場に接続した歩行者デッキを整備する。

区域の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	1. 健全で良好な市街地の形成と駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、建築物等の用途の制限を定める。 2. ゆとりある街並みや安全で快適な歩行空間を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3. 核都市立川にふさわしい魅力ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。				
	地区整備計画	種別	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	備考
地区施設の配置及び規模		道路	区画道路1号※	5.5m (11.0m)	約 120m	再整備
			区画道路2号※	4.0m～8.5m	約 30m	拡幅
		その他の公共空地	歩道状空地	3.0m	約 200m	新設
			歩行者通路	1.4m～3.0m	約 120m	新設 3階デッキレベル 階段部は1.4m
			広場	面積 約 1,100m ²		新設 3階デッキレベル 階段、昇降機等を含む

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 貸金業法第2条第1項に定める貸金業のうち、個人向け消費者への無担保ローンを主たる業務とする営業の用（ただし、商業・業務施設内に設置される現金自動支払機は除く。）に供するもの 5. 1～7階部分で住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿の用途（ただし、住宅の玄関、階段、管理諸室等の共用の部分及び駐車場の出入り口等は除く。）に供するもの 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号に定める風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第13項第1号から第2号に定める接客業務受託者等に該当する営業の用に供するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び階段、昇降機、その他公益上やむを得ないと市長が認めるものはこの限りではない。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域において歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置してはならない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態・色彩・その他の意匠については、周辺環境に配慮したものとする。屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な景観の形成に努める。

※は知事協議事項

「区域、地区施設の配置、壁面の位置の制限については計画図に示すとおり」
理由：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、地区計画を変更する。

変更概要

―は変更箇所及び追加箇所を示す

事項	旧	新	摘要
名称	立川駅北口西地区地区計画	立川駅北口西地区地区計画	変更なし
位置※	立川市曙町二丁目地内	立川市曙町二丁目地内	変更なし
面積※	約 0.7ha	約 0.7ha	変更なし
地区計画の目標	本地区は、立川市都市計画マスタープランにおいて、核都市立川の玄関口である立川駅北口の商業機能の充実を図るとともに、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点を形成するとしている。 このことから、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業による基盤整備や駅南北を結ぶ西側新自由通路の整備と併せて業務・商業・居住等の都市機能を集積し、駅前にふさわしい安全安心で回遊性を備えた複合市街地の形成を図る。	本地区は、立川市都市計画マスタープランにおいて、核都市立川の玄関口である立川駅北口の商業機能の充実を図るとともに、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点を形成するとしている。 このことから、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業による基盤整備や駅南北を結ぶ西側新自由通路の整備と併せて業務・商業・居住等の都市機能を集積し、駅前にふさわしい安全安心で回遊性を備えた複合市街地の形成を図る。	変更なし

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	一体的かつ総合的な土地利用により、立川駅に隣接する地区として、業務・商業・居住機能のさらなる充実と集積を図り、利便性の高い複合市街地を形成する。	一体的かつ総合的な土地利用により、立川駅に隣接する地区として、業務・商業・居住機能のさらなる充実と集積を図り、利便性の高い複合市街地を形成する。	変更なし
	地区施設の整備の方針	1. 安全安心で快適な歩行者空間を確保するため、既存区画道路の再整備とあわせ、歩道状空地进行整備する。 2. にぎわいとやすらぎのある都市空間の形成を図るため、快適性の向上に資する上屋や休憩場所となるベンチ等を備えた緑豊かな広場を整備する。 3. 歩行者ネットワークの形成と回遊性の向上を図るため、広場に接続した歩行者デッキを整備する。	1. 安全安心で快適な歩行者空間を確保するため、既存区画道路の再整備とあわせ、歩道状空地进行整備する。 2. にぎわいとやすらぎのある都市空間の形成を図るため、快適性の向上に資する上屋や休憩場所となるベンチ等を備えた緑豊かな広場を整備する。 3. 歩行者ネットワークの形成と回遊性の向上を図るため、広場に接続した歩行者デッキを整備する。	変更なし
	建築物等の整備の方針	1. 健全で良好な市街地の形成と駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、建築物等の用途の制限を定める。 2. ゆとりある街並みや安全で快適な歩行空間を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3. 核都市立川にふさわしい魅力ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	1. 健全で良好な市街地の形成と駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、建築物等の用途の制限を定める。 2. ゆとりある街並みや安全で快適な歩行空間を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3. 核都市立川にふさわしい魅力ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	変更なし

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種別	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	備考	種別	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	備考	変更なし
		道路	区画道路1号※	5.5m (11.0m)	約120m	再整備	道路	区画道路1号※	5.5m (11.0m)	約120m	再整備	変更なし
			区画道路2号※	4.0m～ 8.5m	約30m	拡幅		区画道路2号※	4.0 m ～ 8.5m	約30m	拡幅	変更なし
		その他の公共空地	歩道状空地	3.0m	約200m	新設	その他の公共空地	歩道状空地	3.0m	約200m	新設	変更なし
			歩行者通路	1.4m～ 3.0m	約120m	新設 3階デッキ レベル 階段部は 1.4m		歩行者通路	1.4 m ～ 3.0m	約120m	新設 3階デッキ レベル 階段部は 1.4m	変更なし
			広場	面積 約1,100m ²		新設 3階デッキ レベル 階段、昇降 機等を含む		広場	面積 約1,100m ²		新設 3階デッキ レベル 階段、昇降 機等を含む	変更なし

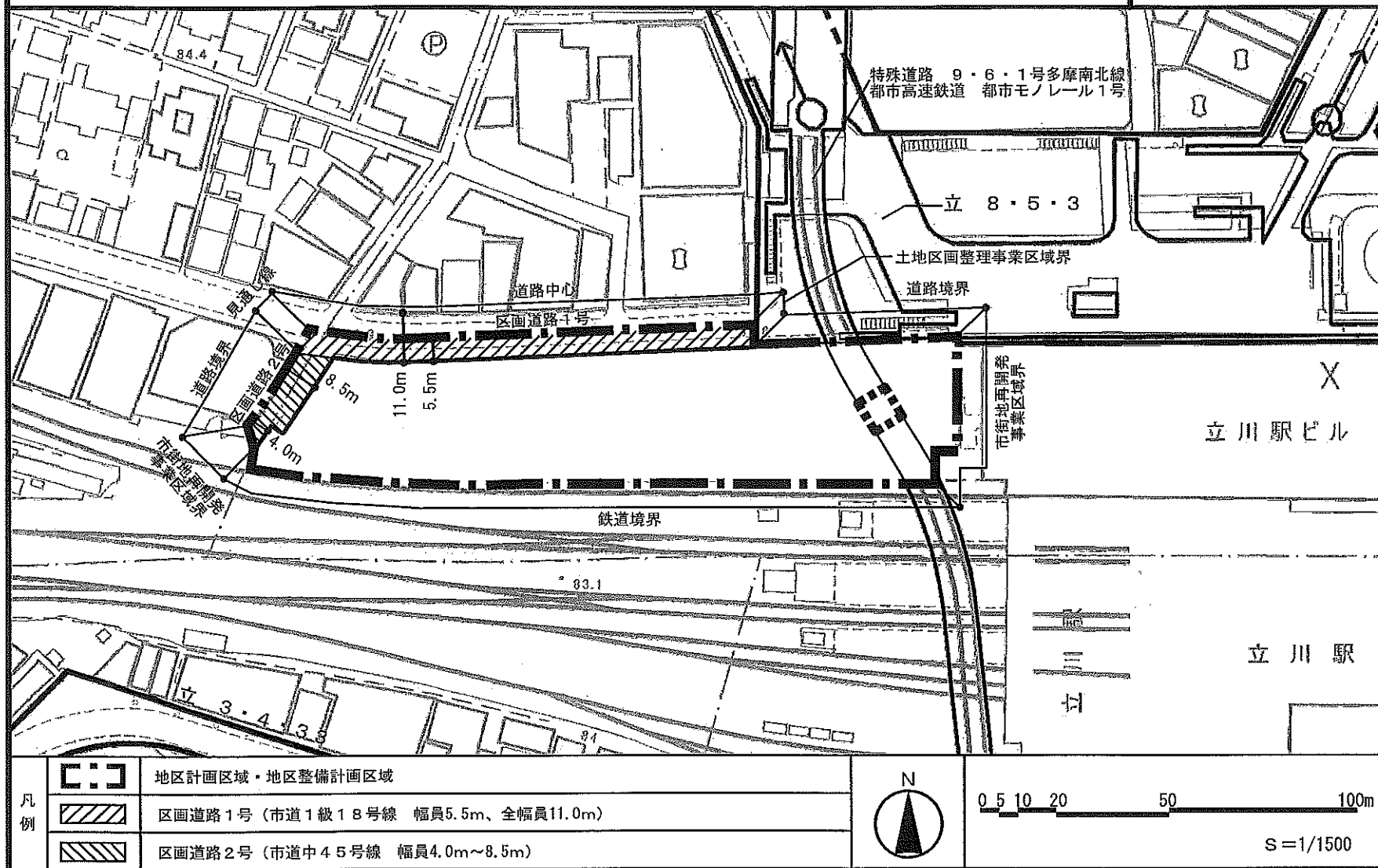
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 貸金業法第2条第1項に定める貸金業のうち、個人向け消費者への無担保ローンを主たる業務とする営業の用（ただし、商業・業務施設内に設置される現金自動支払機は除く。）に供するもの 5. 1～7階部分で住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途（ただし、住宅の玄関、階段、管理諸室等の共用の部分及び駐車場の出入り口等は除く。）に供するもの 6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第1号から第7号に定める風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第11項第1号から第2号に定める接客業務受託者等に該当する営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 貸金業法第2条第1項に定める貸金業のうち、個人向け消費者への無担保ローンを主たる業務とする営業の用（ただし、商業・業務施設内に設置される現金自動支払機は除く。）に供するもの 5. 1～7階部分で住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途（ただし、住宅の玄関、階段、管理諸室等の共用の部分及び駐車場の出入り口等は除く。）に供するもの 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号に定める風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第13項第1号から第2号に定める接客業務受託者等に該当する営業の用に供するもの	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の改正に伴う変更
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び階段、昇降機、その他公益上やむを得ないと市長が認めるものはこの限りではない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図2に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び階段、昇降機、その他公益上やむを得ないと市長が認めるものはこの限りではない。	変更なし

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域において歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置してはならない。	壁面後退区域において歩行者の通行の妨げとなる工作物は設置してはならない。	変更なし
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態・色彩・その他の意匠については、周辺の環境に配慮したものとする。屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な景観の形成に努める。	建築物等の形態・色彩・その他の意匠については、周辺の環境に配慮したものとする。屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、デザイン等とし、良好な景観の形成に努める。	変更なし

立川都市計画地区計画
立川駅北口西地区地区計画

計画図 1

〔立川市決定〕



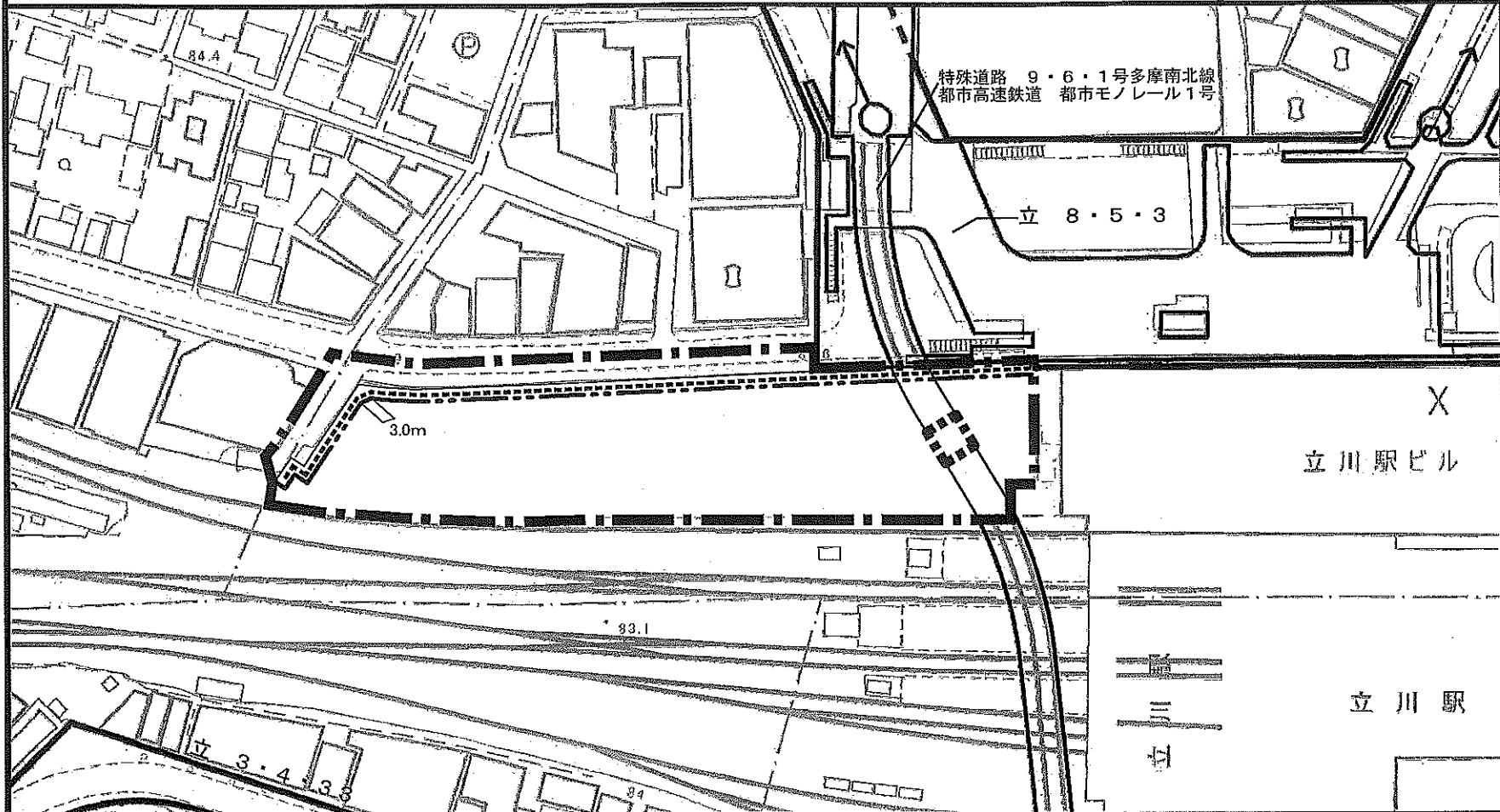
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基交測254号、平成27年2月16日
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基交測第216号、平成27年1月14日
この背景の地形図は東京都都市整備局と（株）ミッドマップ東京が著作権を有しています。（承認番号）MMT利許第006号—47、平成27年2月16日

立川都市計画地区計画
立川駅北口西地区地区計画

計画図2

1階レベル

[立川市決定]



凡例		地区計画区域・地区整備計画区域
		歩道状空地（幅員3.0m、すみ切り3m確保する）
		壁面線（道路境界線から後退距離3.0m、すみ切りについては歩道状空地と整合を図る）



0 5 10 20 50 100m

S=1/1500

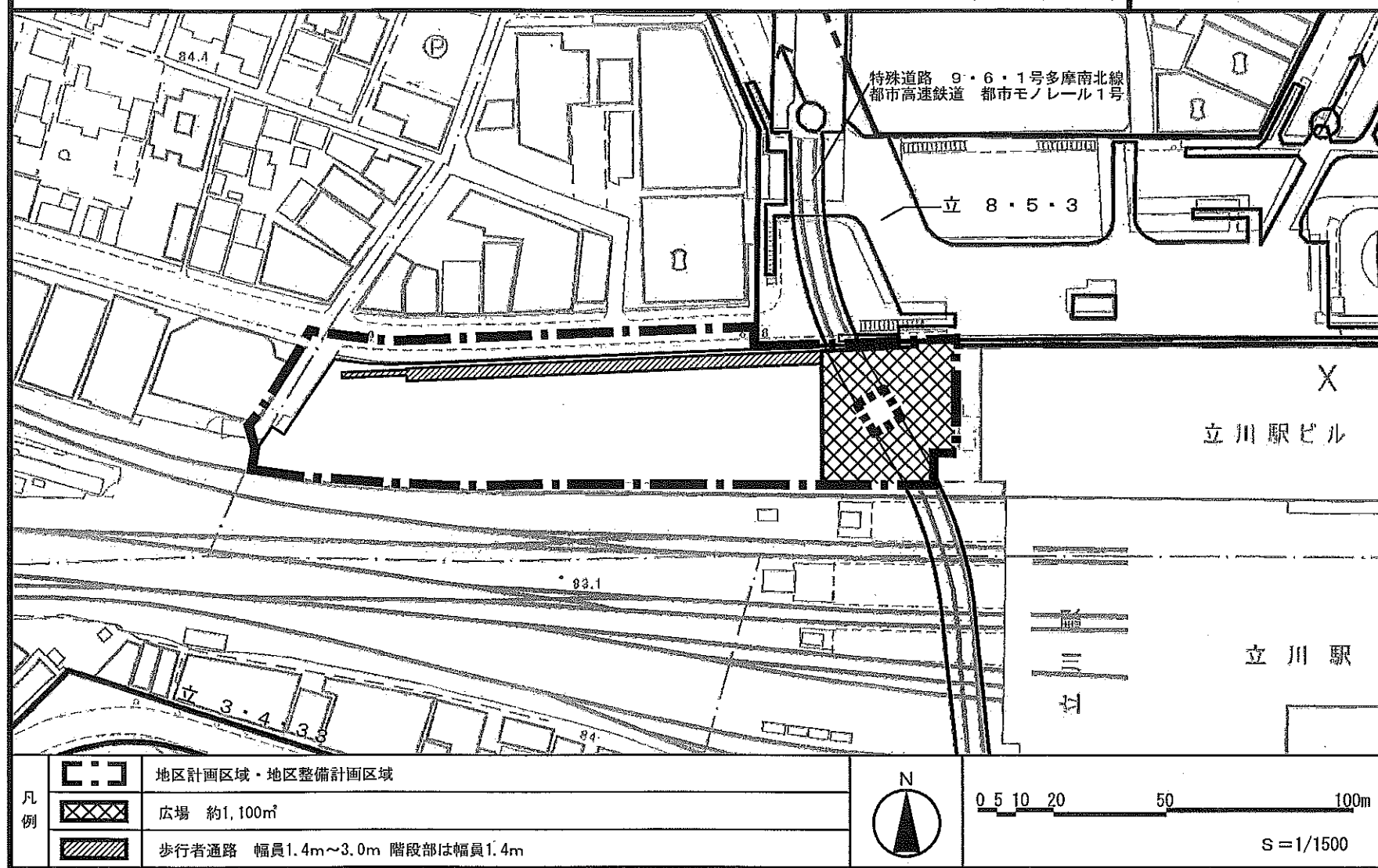
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基交測254号、平成27年2月16日
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基交測第216号、平成27年1月14日
この背景の地形図は東京都都市整備局と（株）ミッドマップ東京が著作権を有しています。（承認番号）MMT利許第006号—47、平成27年2月16日

立川都市計画地区計画
立川駅北口西地区地区計画

計画図 3

3階デッキレベル

〔立川市決定〕



この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基交測254号、平成27年2月16日
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基交測第216号、平成27年1月14日
この背景の地形図は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号) MMT利許第006号一47、平成27年2月16日

立川都市計画地区計画の変更（立川市決定）（案）

立川都市計画立川駅北口駅前地区地区計画を次のように変更する。

名称		立川駅北口駅前地区地区計画
位置※		立川市曙町一丁目及び曙町二丁目各地内
面積※		約 7.0ha
地区計画の目標		本地区は、立川市の中心に位置しており、首都圏の業務核都市形成また、個性ある多摩地域の「心」の形成を図る地区として土地区画整理事業区域を中心に商業・業務機能の集積と安全で快適な歩行者空間を確保し、魅力ある中心商業地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を4区分し、土地利用の方針を次のように定める。 - 駅前商業地区 地区の中心核となる商業地へ誘導するため土地の合理的な高度利用を促し、健全で活気あふれる商業街区の形成を図る。 - 商業西地区 駅前商業核形成のため土地の高度利用を促すとともに、公園通りや地区の中心核からの人の回遊性を促進するため連続した広がりのある商業地として位置づけ、賑わいのある親しみやすい街の形成を図る。 - 商業東地区 A 中心核に隣接した街区として商業、飲食、娯楽施設等、かawaii性のある地区の形成を図る。 B 駅前商業核形成発展の受皿として位置づけ、共同化、土地の高度利用を促し、利便性の高い商業・業務施設による街並形成を図る。 - 商業関連地区 中心核形成と関連して、商業施設、業務・サービス施設等、街に多様な魅力をもたらす複合街区の形成を図る。 また、中心商業地の形成を支える駐車場施設及び供給処理施設等の導入を促進する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により適正配置された街路、その他の公共施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	商業・業務施設の集積と土地の高度利用を促し、快適なオープンスペースを創出するため、 - 建築物等の用途の制限 - 建築物の容積率の最高限度及び最低限度 - 建築物等の高さの最低限度 - 建築物の敷地面積の最低限度 - 壁面の位置の制限 - 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限 等の制限を定める。
備地区画整	位置	立川市曙町一丁目及び曙町二丁目各地内
	面積	約5.7ha

地区整備計画

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	駅前商業地区	商業西地区	商業関連地区	商業東地区A
		面積	約2.7ha	約1.0ha	約1.9ha	約0.1ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。				
		1. 工場。 2. 倉庫業を営む倉庫。 3. 1, 2 階部分にある居室で住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿の用途に供するもの。 4. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第1号から第6号までの規定に該当する営業に関するもの。				
	建築物の容積率の最低限度	10 分の30 とする。 ただし、建築基準法第52条第2項の規定により、この規定を満たすことができない場合は、この限りでない。建築物の延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車施設の施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内の2以上の建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として算入しない。				_____
	建築物等の高さの最低限度	建築物の高さは10m とする。 ただし、建築基準法第56条第1項の規定によりこの規定を満たすことができない場合は、この限りでない。建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロによる。				_____
	建築物の敷地面積の最低限度	500 m ² とする	250 m ² とする。	1000 m ² とする。	_____	
		ただし、土地区画整理事業に係る土地にあつては、換地された敷地とすることができる。				
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。				_____
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態、色彩、広告物等については、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。				

※は知事協議事項

『区域、地区の区分、壁面の位置は計画図表示のとおり。』

理由: 現況に合わせた表現及び書式とするため、地区計画を変更する。

変更概要

—は変更箇所及び追加箇所を示す

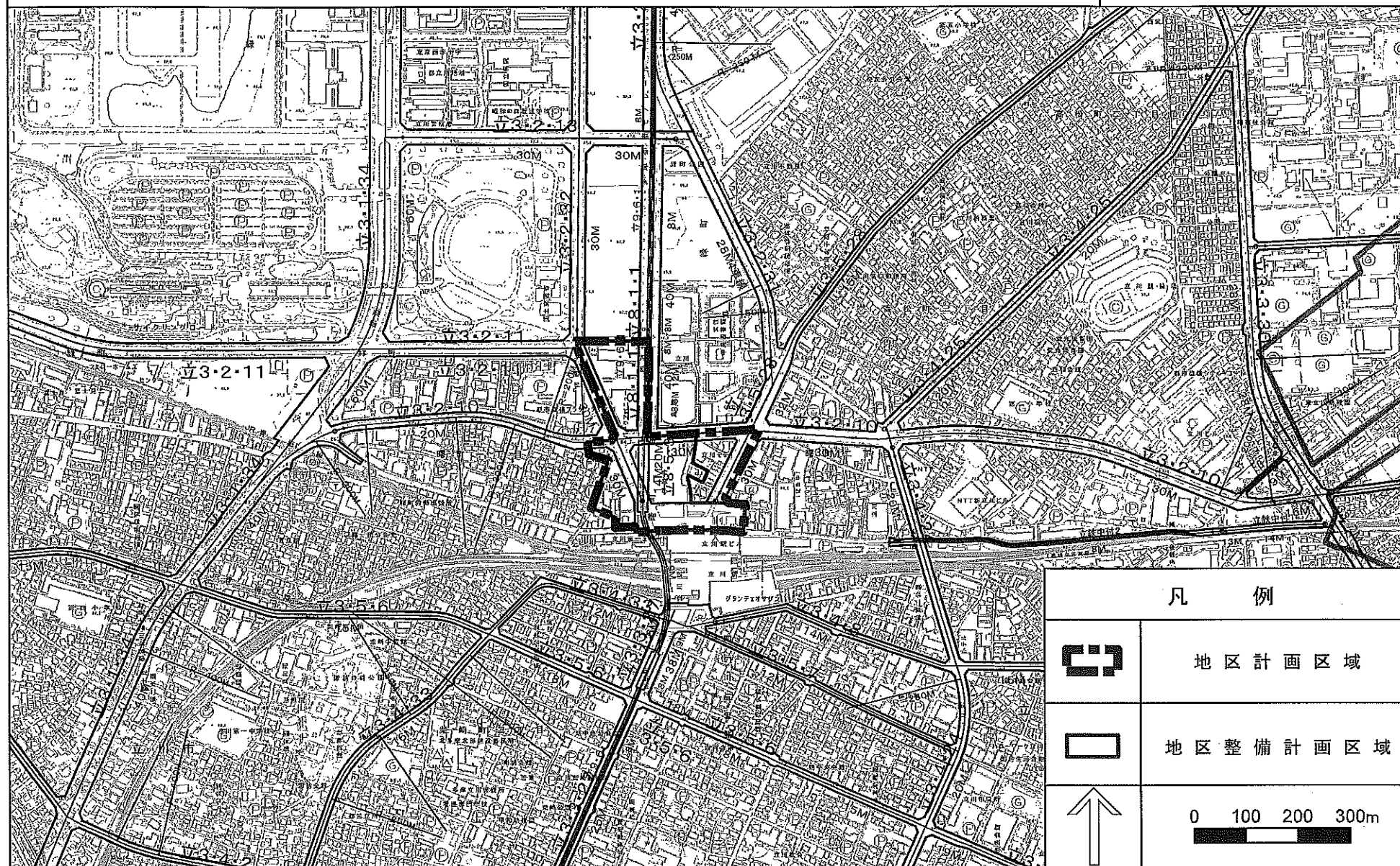
旧		新		摘要
名称	立川駅北口駅前地区地区計画	名称	立川駅北口駅前地区地区計画	変更なし
位置	立川市曙町一丁目、曙町二丁目及び緑町各地内	位置※	立川市曙町一丁目及び曙町二丁目各地内	現況に合わせた表現とするため変更
面積	約 7.0ha	面積※	約 7.0ha	現況に合わせた表現とするため変更
地区計画の目標		地区計画の目標		変更なし
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	変更なし
	本地区を4区分し、土地利用の方針を次のように定める。 1. 駅前商業地区 地区の中心核となる商業地へ誘導するため土地の合理的な高度利用を促し、健全で活気あふれる商業街区の形成を図る。 2. 商業西地区 駅前商業核形成のため土地の高度利用を促すとともに、公園通りや地区の中心核からの人の回遊性を促進するため連続した広がりのある商業地として位置づけ、賑わいのある親しみ易い街の形成を図る。		本地区を4区分し、土地利用の方針を次のように定める。 1. 駅前商業地区 地区の中心核となる商業地へ誘導するため土地の合理的な高度利用を促し、健全で活気あふれる商業街区の形成を図る。 2. 商業西地区 駅前商業核形成のため土地の高度利用を促すとともに、公園通りや地区の中心核からの人の回遊性を促進するため連続した広がりのある商業地として位置づけ、賑わいのある親しみ易い街の形成を図る。	

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	3. 商業東地区 A 中心核に隣接した街区として商業、飲食、娯楽施設等、かいわい性のある地区の形成を図る。 B 駅前商業核形成発展の受皿として位置づけ、共同化、土地の高度利用を促し、利便性の高い商業・業務施設による街並形成を図る。 4. 商業関連地区 中心核形成と関連して、商業施設、業務・サービス施設等、街に多様な魅力をもたらす複合街区の形成を図る。 また、中心商業地の形成を支える駐車場施設及び供給処理施設等の導入を促進する。	区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	3. 商業東地区 A 中心核に隣接した街区として商業、飲食、娯楽施設等、かいわい性のある地区の形成を図る。 B 駅前商業核形成発展の受皿として位置づけ、共同化、土地の高度利用を促し、利便性の高い商業・業務施設による街並形成を図る。 4. 商業関連地区 中心核形成と関連して、商業施設、業務・サービス施設等、街に多様な魅力をもたらす複合街区の形成を図る。 また、中心商業地の形成を支える駐車場施設及び供給処理施設等の導入を促進する。	変更なし
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により適正配置された街路、その他の公共施設の維持・保全を図る。		地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により適正配置された街路、その他の公共施設の維持・保全を図る。	変更なし
	建築物等の整備の方針	商業・業務施設の集積と土地の高度利用を促し、快適なオープンスペースを創出するため、 1. 建築物の用途の制限 2. 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度 3. 建築物等の高さの最低限度 4. 建築物の敷地の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物の形態又は意匠の制限等の制限を定める。		建築物等の整備の方針	商業・業務施設の集積と土地の高度利用を促し、快適なオープンスペースを創出するため、 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度及び最低限度 3. 建築物等の高さの最低限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限等の制限を定める。	現況に合わせた表現とするため変更

地区整備計画	位置	立川市曙町一丁目、曙町二丁目及び緑町各地内					位置	立川市曙町一丁目及び曙町二丁目各地内					現況に合わせた表現とするため変更
	面積	約5.7ha					面積	約5.7ha					変更なし
	地区の 細区分	名称	駅前商業 地区	商業西 地区	商業関連 地区	商業東 地区A	地区の 区分	名称	駅前商業 地区	商業西 地区	商業関連 地区	商業東 地区A	現況に合わせた表現とするため変更
		面積	約2.7ha	約1.0ha	約1.9ha	約0.1ha		面積	約2.7ha	約1.0ha	約1.9ha	約0.1ha	
	建築物の用途の制限※	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場。 2. 倉庫業を営む倉庫。 3. 1, 2 階部分にある居室で住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの。 4. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第1号から第6号までの規定に該当する営業に関するもの。					建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場。 2. 倉庫業を営む倉庫。 3. 1, 2 階部分にある居室で住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの。 4. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第1号から第6号までの規定に該当する営業に関するもの。					現況に合わせた表現とするため変更
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	10 分の30 とする。					建築物の容積率の最低限度	10 分の30 とする。 ただし、建築基準法第 52 条第2項の規定により、この規定を満たすことができない場合は、この限りでない。建築物の延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車施設の施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内の 2 以上の建築物の各階の床面積の合計の和)の 5 分の 1 を限度として算入しない。					現況に合わせた表現及び書式とするため変更

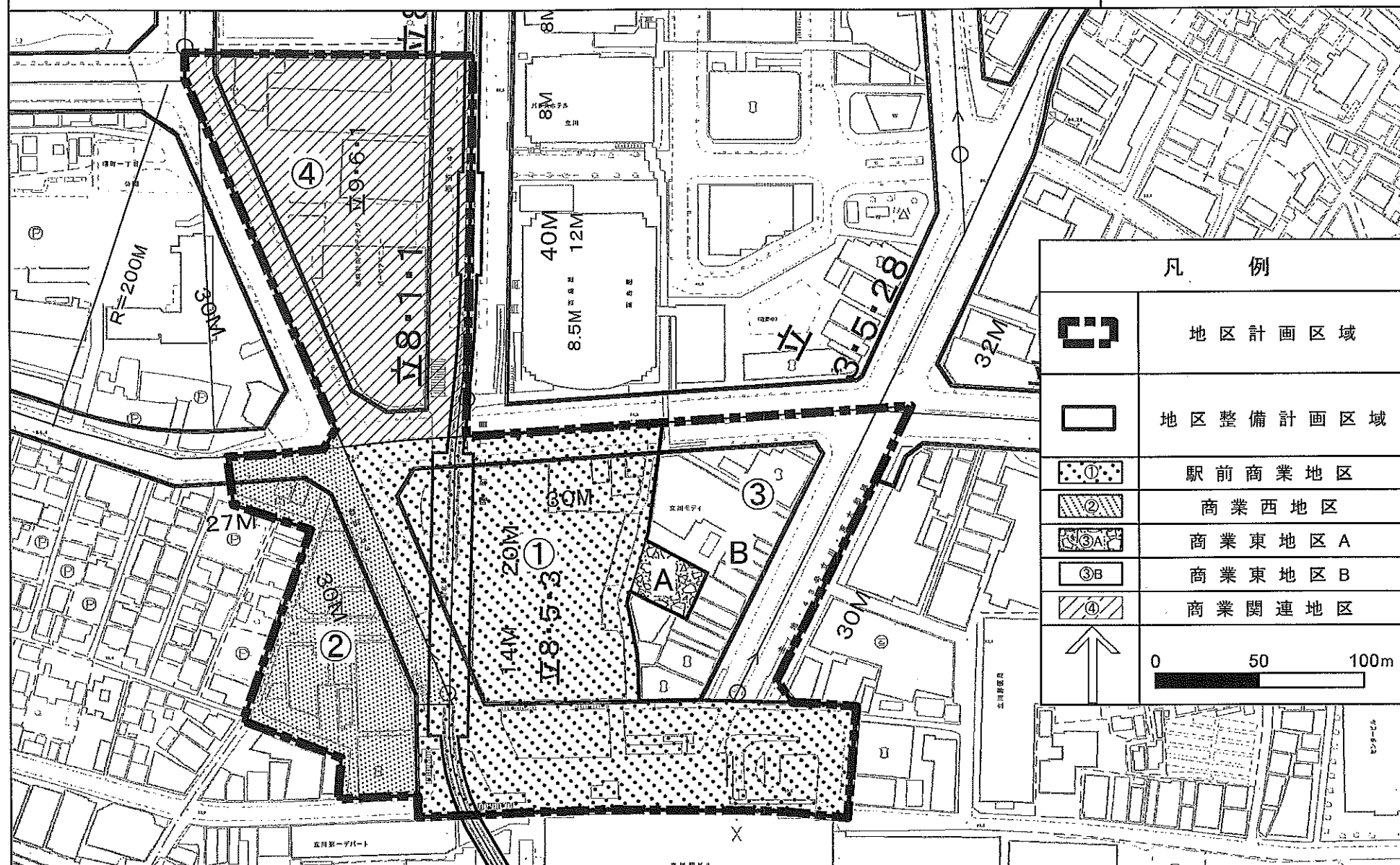
地区整備計画	建築物等の高さの最低限度	10m とする。 (ただし、高さについては、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロによる。)			—	地区整備計画	建築物等の高さの最低限度	建築物の高さは10m とする。 ただし、 <u>建築基準法第56条第1項の規定によりこの規定を満たすことができない場合は、この限りでない。建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロによる。</u>			—	現況に合わせた表現とするため変更
	建築物の敷地の最低限度 ※	*500 m ² とする。	*250 m ² とする。	*1000 m ² とする。	—		建築物の敷地面積の最低限度	500 m ² とする。	250 m ² とする。	1000 m ² とする。	—	現況に合わせた表現及び書式とするため変更
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。			—		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。			—	変更なし
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態、色彩、広告物等については、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。					建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態、色彩、広告物等については、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。				現況に合わせた表現とするため変更
欄外		*1:建築物の敷地の最低限度は、 <u>土地区画整理事業に係る土地にあつては、換地された敷地とすることができる。</u> *2:建築物の延べ面積には、 <u>自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)</u> の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内の2以上の建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として算入しない。 『区域、地区の <u>細</u> 区分、壁面の位置は計画図表示のとおり。』				欄外		『区域、地区の区分、壁面の位置は計画図表示のとおり。』				現況に合わせた表現及び書式とするため変更

立川都市計画立川駅北口駅前地区地区計画〔立川市決定〕位置図



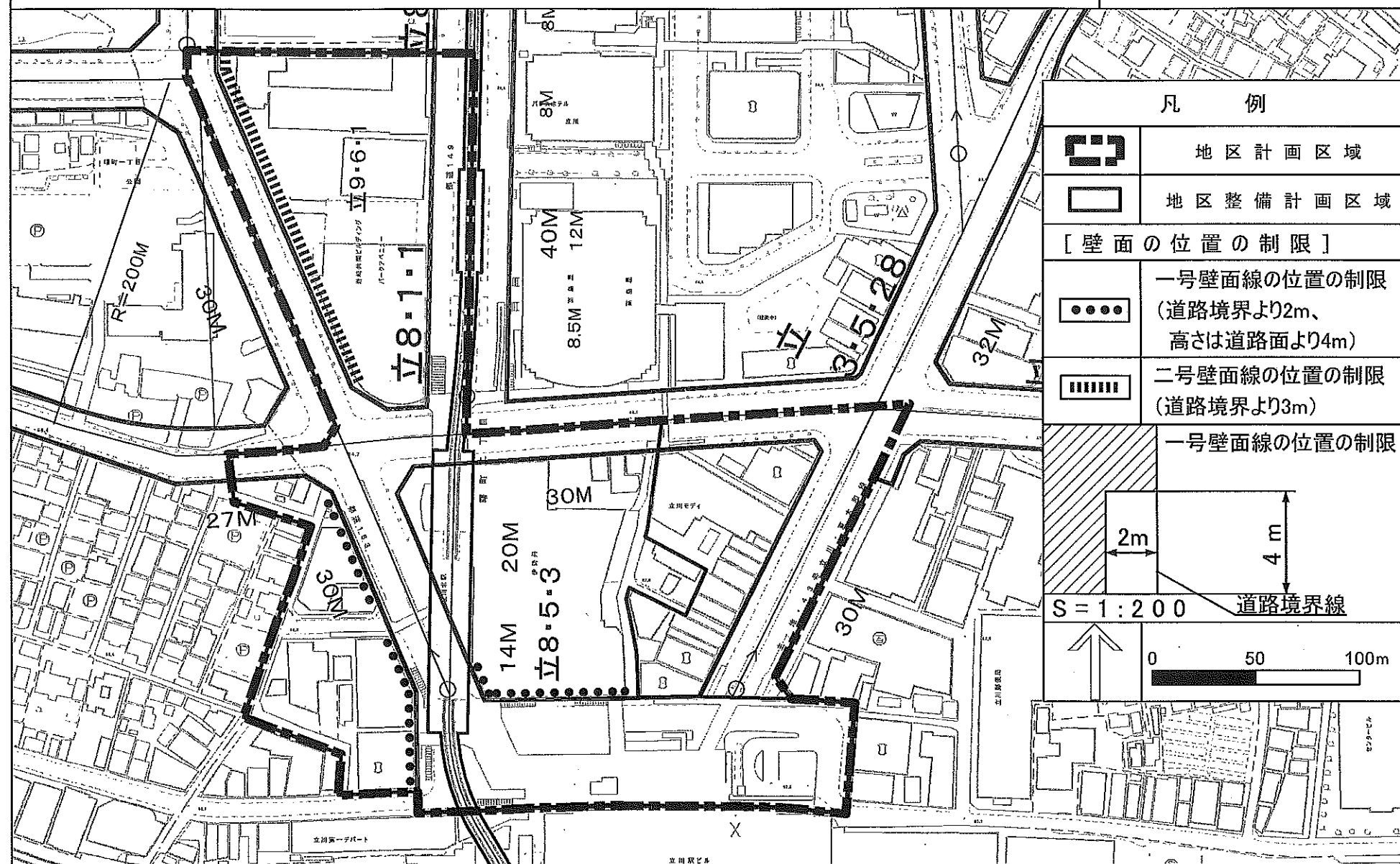
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都市基交測第195号、平成28年3月14日
 この背景の地形図は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号)MMIT利許第23006号-59、平成28年3月14日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都第18 都第282号、平成28年2月26日

立川都市計画立川駅北口駅前地区地区計画〔立川市決定〕計画図その1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都市基交測第195号、平成28年3月14日
 この背景の地形図は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号)MMT利許第23006号-59、平成28年3月14日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都 19 計都第282号、平成28年2月26日

立川都市計画立川駅北口駅前地区地区計画〔立川市決定〕 計画図その2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都市基交測第195号、平成28年3月14日
 この背景の地形図は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号)MMT利許第23006号-59、平成28年3月14日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)27都 20 計第282号、平成28年2月26日